

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2014/10/15 改訂日: 2026/01/12 バージョン: 1.5

SDS 番号: 00359-1229



1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : TIP TOP COROPUR PI
製品コード : 580 0401, 580 0418, 580 0425, 580 0440, 580 1330, 580 1369, 580 1376, 580 1383, 580 1390

推奨用途及び使用上の制限
推奨用途 : 腐食抑制物質

会社情報

製造業者

TIP TOP Oberflaechenschutz Elbe GmbH
6886
ドイツ Wittenberg Heuweg 4
T +49(0)3491/635-50 - F +49(0)3491/635-552

SDS 担当の有資格者の電子メールアドレス: sds@gbk-ingelheim.de

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : INTERNATIONAL: +49 (0) 6132 - 84463, GBK GmbH (24h - 7d/w - 365d/a)

輸入業者

REMA TIP TOP- Japan
日本 452-0821 Nagoya 338, Kamiotai 2- Chome, Nishi-ku
T +81 (0) 52 502 3500 - F +81 (0) 52 502 3620
www.tiptop-japan.co.jp

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分 3
健康に対する有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2
	呼吸器感作性	区分 1
	皮膚感作性	区分 1
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	誤えん有害性	区分に該当しない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分 3
	水生環境有害性(慢性)	区分 3

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) : 危険
危険有害性 (GHS JP) : 引火性液体及び蒸気 (H226)
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ. (H317)
強い眼刺激. (H319)
吸入するとアレルギー、ぜん (喘) 息又は呼吸困難を起こすおそれ (H334)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

安全対策	: 蒸気の吸入を避けること。(P261) 適切な保護手袋、保護服、保護眼鏡、顔面の保護を着用すること。(P280) [換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。(P284) 容器を密閉しておくこと。(P233)
応急措置	: 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 呼吸に関する症状が出た場合: ポイズンセンター、医者に連絡すること。(P342+P311)
保管	: 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)

他の危険有害性

分類に寄与しないその他の危険有害性 : 蒸気は空気と爆発性混合物を形成する。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 混合物
コメント	: 香りのポリイソシアネート。

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
香りのポリイソシアネート	12.5 - < 15	(C9H6N2O2·C6H14O3·C4H10O3)x	-	-	53317-61-6
香りのポリイソシアネート	8 - < 10	-	-	-	103051-64-5
ジイソシアン酸トルイレン	0.15 - < 0.2	C9H6N2O2	(3)-2214	既存化学物質	26471-62-5
酸化亜鉛	0.5 - < 1	OZn	(1)-561	既存化学物質	1314-13-2
脂肪酸、C18-不飽和、二量体、N、N-ジメチル-1,3-プロパンジアミンおよび1,3-プロパンジアミンとの反応生成物	0.25 - < 0.3	-	-	-	162627-17-0
酢酸-n-ブチル	15 - < 20	C6H12O2	(2)-731	2-(6)-226	123-86-4
炭化水素、C9、芳香族化合物	12.5 - < 15	C9H12	-	-	-
リン酸水素アルミニウム	1 - < 2	Al.H5O10P3	(1)-24	-	13939-25-8
4-イソシアネートスルホニルトルエン	2 - < 2.5	C8H7NO3S	(3)-2222	既存化学物質	4083-64-1
キシレン (アイソマー混合物)	2.5 - < 3	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存化学物質	1330-20-7

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般

- : 汚染された衣服は直ちに脱ぎ去ること。
- 症状が治まらない場合は医師に相談する。
- 被災者を汚染エリアから移動させる。
- 被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

吸入した場合

- : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 直ちに医師の診察を受ける。
- 呼吸停止した場合は人工呼吸を施す。

皮膚に付着した場合

- : 多量の水と石鹸で洗い流す。
- すべての粘性物質を直ちに除去する。
- 溶剤またはシンナーを使用しない。

眼に入った場合

- : まぶたの裏側も含め、直ちに多量の水で最低でも 15 分間洗眼すること。
- 眼科医の診察を受ける。
- コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

- : 無理に吐かせてはいけない。
- 口内を水ですすぐ。
- 水を大量に飲ませる。
- 意識不明状態の者には決して口から物を与えない。
- 直ちに医師の診察を受ける。
- 医師の診断なく、無理に吐かせない。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷 吸入した場合

- : 吸入するとアレルギー、ぜん（喘）息又は呼吸困難を起こすおそれ。
- 眠気又はめまいのおそれ。

症状/損傷 皮膚に付着した場合

- : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。

症状/損傷 眼に入った場合

- : 強い眼刺激。

症状/損傷 飲み込んだ場合

- : 誤えん有害性。

医師に対する特別な注意事項

処置

- : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

- : 水溶性液体用泡消火薬剤、水噴霧、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤

- : 多量のウォータージェット

火災危険性

- : 引火性液体及び蒸気。

爆発の危険

- : 物質は爆発性ではない。
- 蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。

火災時の危険有害性分解生成物

- : 火災の場合：危険な分解生成物が形成される、
炭素酸化物(CO、CO2)、
酸化窒素、
シアン化水素、
イソシアン酸塩

消火方法

- : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

消火時の保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。
火災の予防策	: 水スプレージェットで危険にさらされた容器を冷却。
その他の情報	: 蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。 空の未洗浄の容器内でも、蒸気と空気の混合による起爆性がある。 火災残留物や汚染された消火水は当該地の規定に従って廃棄する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置	: 蒸気が発生した場合は、適切な呼吸器を使用する。 十分な換気を確保する。 安全なエリアに人員を避難させる。 使用する個人用保護具については第 8 項を参照する。 あらゆる発火源を取り除く。
-------	---

非緊急対応者

応急処置	: 漏出エリアを換気する。 裸火、火花禁止、禁煙。 皮膚、眼との接触を避ける。
------	---

緊急対応者

保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
-----	---

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項	: 排水溝/地上水/地下水に混入させないこと。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
------------	--

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法	: 流出した液体は封じ込める。
浄化方法	: 液体結合材で吸収(例: 砂、珪藻土、酸性または万能結合剤)。 廃棄するため、塵取りで清掃するか取り除き、密封された容器に入れる。 ガス密閉構造の容器に保管してはならない。 二酸化炭素が空気中の湿気/水と反応し、容器に圧力を加えることがある。
その他の情報	: 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	: データなし。
-------	----------

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

安全取扱注意事項

- : 容器を密閉しておくこと。
- 蒸気は空気より重く、床に沿って拡散することがある。
- 十分な換気を確保する。
- 材料の移送は封じ込めまたは抽出換気換気下で行うようにする。
- 火気や発火源から遠ざける。
- 禁煙。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 防爆型装置を使用する。

接触回避

- : データなし。

保管

安全な保管条件

- : 容器は密封し、低温で乾燥した換気のよい場所に保管する。

安全な容器包装材料

- : データなし。

技術的対策

- : 防爆に関する条例を守る。
- 容器を接地すること／アースをとること。

混触禁止物質

- : 酸化性物質。酸。強塩基。水。アミン類。アルコール。

混合保管に関する情報

- : 動物用のものも含めて、食べ物や飲み物から離れた所に保存する。

保管温度

- : 15 - 30 °C

8. ばく露防止及び保護措置

監視方法

- : 特定のばく露サンプリング法はありません

生物学的モニタリング法

- : 特定のばく露サンプリング法はありません

酢酸-n-ブチル (123-86-4)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	酢酸ブチル # Butyl acetate
許容濃度	475 mg/m ³
	100 ppm
規則参照	許容濃度等の勧告 (2025 年度) 産衛誌 67 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
現地名	酢酸ブチル # Acetic acid, butyl ester
管理濃度	150 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版

設備対策

- : 防爆に関する条例を守る。
- 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

機器	フィルタタイプ	条件	規格
ガス用フィルター付呼吸用保護具	タイプ A - 高沸点 (>65°C) の有機化合物	換気が不十分な場合着用すること	EN 14387

手の保護具

- : この推奨は実験室条件下における化学的適合性および EN 374 準拠テストにのみ基づく、適用次第では異なる要件が生ずる。そのため、保護手袋納入業者の推奨を更に配慮すること

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

タイプ	素材	透過	厚さ (mm)	浸透	規格
適切な保護手袋	ニトリルゴム	6 (> 480 分)	≥ 0.4		EN ISO 374

眼の保護具 : きれいな水と洗眼ボトル (EN 15154)

タイプ	適用分野	特徴	規格
防護眼鏡 (EN 166)	液体が飛散する可能性がある ある		EN 166

タイプ	規格
長袖防護服	EN ISO 6530

環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。
その他の情報 : 蒸気を吸入しない。
休憩に入る前および作業後は手を洗う。
製品取扱い後は、直ちに手を洗う。
この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。
最後にスキนครリームでケアする。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体
外観 : 液体
色 : 様々な色
臭い : 特異臭
pH : データなし。
融点 : データなし。
凝固点 : データなし。
沸点 : 126 °C (酢酸 n-ブチル)
引火点 : 24 °C DIN 53213
自然発火点 : 180 °C
分解温度 : データなし。
可燃性 : データなし。
蒸気圧 : 3.1 hPa @20°C
相対密度 : データなし。
密度 : 1.35 g/cm³ @20°C
相対ガス密度 : データなし。
溶解度 : 水: 不混和性
Log Pow : データなし。
爆発特性 : 物質は爆発性ではない。蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。
爆発限界 (vol %) : データなし。
爆発限界 下限 (LEL) : 1.57 vol % (キシレン)
爆発限界 上限 (UEL) : 8 vol % (キシレン)
酸化特性 : 酸化しない
粘性率 : 2500 mPa·s @ 20°C
動粘性率 : 1845.97 mm²/s @ 40° C
VOC 含有量 : 440 g/l
粒子特性 : データなし。
追加情報 : 流出時間 40s, 6 DIN EN ISO 2431. 溶剤分離試験(%) < 3%. 溶剤の成分 32%

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

10. 安定性及び反応性

反応性	: 指定通り保管し使用する限り分解しない。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 次のものと反応する: 酸と塩基。 水。 アミン類。 アルコール。 アルカリ。 酸化性物質。
避けるべき条件	: 蒸気/空気混合物は急激に加熱すると爆発性である。加熱により発火性蒸気が放出するおそれがある。熱分解を回避するため、強く加熱しない。
混触危険物質	: アミン類。水。酸と塩基。アルコール。酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 危険有害な分解生成物は知られていない。熱分解により次のものを生成する: 炭素酸化物(CO、CO ₂)。酸化窒素。シアン化水素。イソシアン酸塩。

11. 有害性情報

潜在的な健康有害性及び症状	: 長期反復の接触により、眼や粘膜刺激の原因となることがある、高濃度の蒸気による症状: 頭痛、吐き気、めまい、腎臓、肝臓、および中枢神経系の障害をもたらす可能性がある、微量の濃縮イソシアネートでも、過敏な方に咳や呼吸困難などの反応が出ることがあります。十分な換気に注意してください。
急性毒性 (経口)	: データなし。
急性毒性 (経皮)	: データなし。
急性毒性 (吸入)	: データなし。

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)

急性毒性 (経口)	ラットを用いた経口投与試験の LD50 7500 mg/kg (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、5800 mg/kg (NTP TR251 (1986))、3060mg/kg (EHC 75 (1987)) に基づき、計算式を適用して得られた LD50 3332mg/kg から区分 5 とした。
急性毒性 (経皮)	ウサギを用いた経皮投与試験の LD50 10210 mg/kg (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、19360 mg/kg (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、10000mg/kg (EHC 75 (1987)) に基づき、計算式を適用して得られた LD50 10000mg/kg から区分外とした。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義による液体であるため、ガスでの吸入は想定されず、分類対象外とした。
急性毒性 (吸入:蒸気)	ラットを用いた吸入暴露試験 (粉塵・ミスト) の LC50 (4 時間) 0.099mg/L (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、0.355mg/L (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、0.34mg/L (EHC 75 (1987))、0.355mg/L (EHC 75 (1987)) に基づき、計算式を適用し、LC50 (4 時間換算値) の 26ppm が得られた。飽和蒸気圧飽和蒸気圧 67Pa (25 度) (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998)) における飽和蒸気濃度は 660ppm である。今回得られた LC50 は、飽和蒸気濃度の 90% よりも低い濃度なので「ミストがほとんど混在しない蒸気」として ppm 濃度基準値で区分 1 とした。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	データなし。
LD50 経皮	10000 mg/kg
酸化亜鉛 (1314-13-2)	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg (OECD 401 法)
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg BW (OECD 402 法)
LC50 吸入 - ラット	> 5.7 mg/l/4h
キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
急性毒性 (経口)	本物質はエチルベンゼンを含む異性体混合物として分類した。ラットの LD50 値として、3,500-8,800 mg/kg の範囲内での複数の報告 (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)、EPA Pesticide (2005)、環境省リスク評価第 1 巻 (2002)、ACGIH (7th, 2001)、CEPA (1993)、DFGOT vol. 5 (1993)、ECETOC JACC (1986)) に基づき、区分外 (国連分類基準の区分 5 又は区分外) とした。新たな情報源 (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)、EPA Pesticide (2005)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol. 5 (1993)、ECETOC JACC (1986)) を追加し、区分を見直した。
急性毒性 (経皮)	ウサギの LD50 値として、1,700 mg/kg (EPA Pesticide (2005))、>4,300 mg/kg (ACGIH (7th, 2001)) との 2 件の報告がある。それぞれ区分 4 及び区分外 (国連分類基準の区分 5) に該当するので、LD50 値の小さい方が該当する区分 4 とした。新たな情報源 (EPA Pesticide (2005)、ACGIH (7th, 2001)) を追加し、区分を見直した。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	ラットの LC50 値 (4 時間) として、6,350-6,700 ppm の範囲内での複数の報告 (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)、環境省リスク評価第 1 巻 (2002)、ACGIH (7th, 2001)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001)、ECETOC JACC (1986)、NTP TR327 (1986)、DFGOT vol. 5 (1993)) に基づき、区分 4 とした。なお、各報告での異性体混合率は不明であるが、主成分と思われる m-異性体の蒸気圧を用いて飽和蒸気圧濃度 (7,897 ppm) を得た。LC50 値がこの飽和蒸気圧濃度の 90% よりも低いいため、ミストを含まないものとして ppm を単位とする基準値を適用した。新たな情報源 NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)、ACGIH (7th, 2001)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001)、ECETOC JACC (1986)、NTP TR327 (1986)、DFGOT vol. 5 (1993)) を追加した。また、旧分類における区分 4 の設定値 2,500-5,000 ppm が 2,500-20,000 ppm に変更されたために、区分を変更した。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	データ不足のため分類できない。
LD50 経口	3500 mg/kg
LD50 経皮	1700 mg/kg
LC50 吸入 - ラット (蒸気)	27.57 mg/l/4h

皮膚腐食性/刺激性

: データなし。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
皮膚腐食性／刺激性	政府による分類では以下の理由により「区分 1A-1C」であるが、NITE により区分 1 とした。DFGOT vol.20 (2005) のウサギを用いた 24 時間適用皮膚刺激性試験結果「on the surface of the skin as well as necrosis and the formation of granulomas」、また 1 時間ないし 4 時間皮膚刺激性試験結果「undiluted TDI 80/20 was evaluated as caustic. The skin was visibly healing, but the changes were not completely reversible within the follow-up period of 8 and 28days.」から、非可逆的作用を有すると考えられるため、区分 1A-1C としたが、安全性の観点から、1A とした方が望ましい。

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
皮膚腐食性／刺激性	本物質をウサギの皮膚に適用した結果 (適用時間は不明)、紅斑、浮腫、壊死がみられたとの報告 (NITE 有害性評価書 (2008)) のほかに、ウサギ、マウス及びモルモットに本物質を適用した結果 (適用時間は不明)、軽度から強度の刺激がみられた (ATSDR (2007)) との報告があるが、いずれも回復性についての記載はない。以上より区分 2 とした。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 : 強い眼刺激。

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	政府による分類では以下の理由により「区分 2A-2B」であるが、NITE において区分 2A とした。CERI ハザードデータ集 97-20 (1998) のウサギを用いた眼刺激性試験のデータ「刺激性を有し、角膜上皮に弱い障害を生じる」、EHC 75 (1987) の「immediate reaction suggestive of pain, lachrymation, swelling of the eyelids, a conjunctival reaction, and mild damage to the cornea.」及び、CERI ハザードデータ集 97-20 (1998)、NTP TR251 (1986)、EHC 75 (1987)、DFGOT vol.20 (2005)、ACGIH (7th, 2004) のヒト健康影響の記述より、回復時間は不明だが、刺激性を有すると考えられるため、区分 2A-2B としたが、安全性の観点から、2A とした方が望ましい。

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	本物質の原液 0.05 から 0.5 mL をウサギの眼に適用した結果、軽度の結膜刺激性と軽微な角膜壊死による不快、間代性眼瞼痙攣がみられたとの報告や (NITE 有害性評価書 (2008)、EHC 190 (1997))、本物質 0.1 mL (87 mg) を適用した結果、軽度から中等度の刺激性がみられたとの報告がある (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007))。その他にウサギを用いた眼刺激性試験の報告が複数あり、軽度から中等度の影響がみられたとの報告がある (NITE 有害性評価書 (2008)、EHC 190 (1997))。以上の結果から区分 2 とした。

呼吸器感作性 : 吸入するとアレルギー、ぜん (喘) 息又は呼吸困難を起こすおそれ

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
呼吸器感作性	CERI ハザードデータ集 97-20 (1998)、EHC 75 (1987)、DFGOT vol.20 (2005)、ACGIH (7th, 2004) のヒト健康影響の記述、及び日本職業・環境アレルギー学会特設委員会「呼吸器感作性物質」、産衛学会勧告 (2005) 「気道第 1 群」という既存分類より、区分 1 とした。

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。

皮膚感作性 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
皮膚感受性	CERI ハザードデータ集 97-20 (1998)、EHC 75 (1987)、DFGOT vol.20 (2005) の動物を用いた皮膚感受性試験結果「陽性」、EHC 75 (1987)、DFGOT vol.20 (2005)、ACGIH (7th, 2004) のヒト健康影響の記述、及び産衛学会勧告 (2005) 「皮膚第 2 群」、ACGIH-TLV (2005) 「SEN」という既存分類より、区分 1 とした。

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
皮膚感受性	データ不足のため分類できない。なお、ボランティア 24 人に行った試験で感受性はみられなかったとの報告があるが (NITE 有害性評価書 (2008))、詳細不明であるため区分に用いるには不十分なデータと判断した。

生殖細胞変異原性 : データなし。

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
生殖細胞変異原性	経世代変異原性試験/生殖細胞 in vivo 変異原性試験/体細胞あるいは生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験データが無く、体細胞 in vivo 変異原性試験 (小核試験) で陰性結果があることによる。

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
生殖細胞変異原性	ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。すなわち、in vivo では、ラット及びマウスの優性致死試験、マウス骨髓細胞の小核試験、ラット、マウスの骨髓細胞の染色体異常試験、ヒトのボランティアの末梢血を用いた姉妹染色分体交換試験でいずれも陰性である (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)、ECETOC JACC 006 (1986)、EHC 190 (1997)、IARC 71 (1989)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol.15 (2001))。In vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陰性、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陽性 1 件のほかすべて陰性、ヒト末梢血及び哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陰性である (NITE 有害性評価書 (2008)、ACGIH (7th, 2001)、ATSDR (2007)、EHC 190 (1997)、IARC 71 (1989)、ECETOC JACC 006 (1986)、NTP TR327 (1986)、CEPA (1993))。

発がん性 : データなし。

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
発がん性	ACGIH (2001) の分類が A4 であるが、IARC71 (1999) で 2B、産衛学会勧告 (2004) で 2B に分類しており、指針に従い IARC の分類を優先して区分 2 とした。
IARC グループ	ヒトに対して発がん性が疑われる
National Toxicology Program (NTP) Status	合理的に予見可能なヒトへの発がん性物質

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
発がん性	IARC でグループ 3 (IARC (1999))、ACGIH で A4 (ACGIH (7th, 2001))、EPA で I (EPA IRIS (2003)) に分類されていることから、「分類できない」とした。
IARC グループ	分類できない

生殖毒性 : データなし。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)

生殖毒性

IRIS (1995) の記述から、親世代で影響のみられない濃度で、児世代に鼻炎とそれに関連する咽頭や気管での変化及び体重減少がみられているが、親世代と同様の影響であること、かつ分類に使用できるデータが少ないことによる。

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)

生殖毒性

工業用キシレン (エチルベンゼンを含む異性体混合物) について情報が得られた。ラットを用いた異性体混合物の吸入経路での催奇形性試験において、母動物性がみられない用量でわずかな胎児に対する影響 (胎児体重の減少) がみられたとの報告 (ATSDR (2007)) がある。また、母動物毒性に関する記載がない、あるいは、試験条件等に批判はあるものの、ラットを用いた異性体混合物の吸入経路での催奇形性試験において、母動物毒性がない用量で吸収胚の増加がみられたとの報告 (ATSDR (2007))、ラットを用いた異性体混合物の吸入経路での催奇形性試験において、母動物毒性は不明であるが胎児に吸収胚の増加、小眼、水頭症がみられたとの報告 (NITE 有害性評価書 (2008)、EHC 190 (1997)、ATSDR (2007)) がある。さらに、工業用キシレンには通常エチルベンゼンが含まれており、エチルベンゼンの生殖毒性試験では、マウスを用いた吸入経路での催奇形性試験において母動物毒性がみられない用量で尿路系の奇形 (奇形についての具体的な記載なし) の増加、ラットを用いた吸入経路での催奇形性試験において母動物毒性は不明であるが尿路系の奇形 (奇形についての具体的な記載なし) の増加、ウサギを用いた吸入経路での催奇形性試験において弱い母動物毒性 (体重増加抑制) がみられた用量で流産 (3例中3例) がみられたとの報告がある (ATSDR (2010)、初期リスク評価書 (2007)、SIDS (2005)、環境省リスク評価第1巻 (2002))。したがって、区分 1B とした。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

: 眠気又はめまいのおそれ

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ヒトについては、「眼、気道、皮膚に対する刺激性、激しい乾性の咳、喀痰、胸部絞扼感、呼吸困難、悪心、嘔吐、重篤な気管支痙攣を伴った気管支炎、肺水腫、肺炎、長期に亘って頭痛、健忘、集中力欠如、錯乱、人格の変化、易刺激性、鬱のような中枢神経系に対する影響」 (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、「高揚感、運動失調、断続的な四肢の痙攣、めまい、意識消失、頭痛、集中力欠如、記憶障害、混乱、被刺激性、抑うつ」 (EHC 75 (1987)) 等の記述があることから、呼吸器、中枢神経系が標的臓器と考えられた。以上より、分類は区分 1 (呼吸器、中枢神経系) とした。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	<p>ヒトについては事故例や職業ばく露等による吸入、経口経路の複数のデータがある。吸入ばく露では、気道刺激、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、昏睡、麻酔作用、協調運動失調、中枢神経系障害、反応低下、疲労感、興奮、錯乱、振戦、死亡例では呼吸困難、意識混濁、記憶障害、重度の呼吸器傷害(肺うっ血、肺胞出血及び肺浮腫)、肝傷害(肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化)、腎傷害、脳の神経細胞損傷がみられ、同事例での生存者においても、四肢のチアノーゼ、肝臓傷害及び重度の腎傷害、記憶喪失の症状がみられたとの報告がある。経口ばく露では、昏睡、急性肺水腫、肝臓の損傷、吐血、肺のうっ血、浮腫、中枢性の呼吸抑制が原因で死亡の報告がある (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)、環境省リスク評価第1巻 (2002)、ACGIH (7th, 2001)、EHC 190 (1997)、DFGOT vol.15 (2001)、ECETOC JACC (1986))。実験動物では、ラットの 1300 ppm 吸入ばく露で協調運動失調、ラットの 6,000 mg/kg 経口投与で鈍麻、知覚麻痺、昏睡など中枢神経毒性の報告があるほか、用量等ばく露条件不明であるが、ラット、マウス等で麻酔作用、衰弱、後肢運動減少、円背位姿勢、刺激過敏性、振戦、衰弱、努力呼吸、呼吸数低下、筋肉痙攣、視覚及び聴覚の障害、肺の浮腫、肺の出血・炎症、肝臓相対重量増加など肝毒性を示唆する所見 (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)) がある。また、急性ばく露による動物への影響は、神経系、肺、肝臓である (CEPA (1993)) との記載、ラット、マウスで、経口、吸入、経皮の急毒症状は中枢神経系抑制である (SIAP (2003)、ATSDR (2007)) との記載もある。以上より、本物質は麻酔作用があるほか、中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓に影響を与えるため、区分 1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)、区分 3 (麻酔作用) とした。(なお、この分類結果は、キシレン異性体個別のデータではなく、キシレン混合物 (Xylenes, 組成不明のキシレンを含む) を用いたデータである。異性体単独のデータは別途それらの分類を参照のこと。)</p>
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: データなし。
ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	<p>ヒトについては、「喉への刺激性、呼吸困難」 (EHC 75 (1987)) 等の記述、実験動物については、「鼻腔の炎症、間質性肺炎、カタル性気管支炎、気管支炎、気管支炎、肺炎に伴って細気管支壁における線維組織の増生」 (CERI ハザードデータ集 97-20 (1998))、「肺、気管、肝臓で被験物質投与によると考えられる変化が観察された、気管支肺炎、肺の気管支上皮の再生像および線毛消失、肝臓の脂肪化」 (厚労省報告 (2001)) 等の記述があることから、呼吸器、肝臓が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、呼吸器への影響が区分 1、肝臓への影響が区分 2 に相当するガイダンス値の範囲でみられた。以上より、分類は区分 1 (呼吸器)、区分 2 (肝臓) とした。</p>
酢酸-n-ブチル (123-86-4)	
LOAEL (経口、ラット、90 日)	500 mg/kg BW Animal: rat, Guideline: EPA OTS 798.2650 (90-Day Oral Toxicity in Rodents)
NOAEL (経口、ラット、90 日)	125 mg/kg BW Animal: rat, Guideline: EPA OTS 798.2650 (90-Day Oral Toxicity in Rodents)

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	<p>総ばく露量の 70%以上をキシレン異性体混合物が占める溶剤 (キシレン以外にトルエン、エチルベンゼンを含むがベンゼンは含まない) への吸入ばく露 (幾何平均濃度 14 ppm、平均ばく露年数 7 年) により、非ばく露群と比較して、不安、健忘、集中力の低下、めまい、吐き気、食欲不振、握力低下、筋力低下の発生頻度の有意な増加がみられた。しかし、血液検査項目、並びに肝機能の指標など血液生化学検査の測定項目には有意差はみられなかった (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007))。また、職場でキシレンに慢性的にばく露された結果、努力呼吸、肺機能障害がみられたとの報告、キシレン製造工場の作業者 (15-40 ppm、6 ヶ月-5 年間) の 33%に頭痛、興奮、不眠症、消化不良、心拍数上昇が、20%に神経衰弱、自律神経失調症がみられたとの報告、さらにキシレンを溶剤として扱う塗装業者を対象とした疫学調査で、頭痛、記憶喪失、疲労感や溶剤による脳症、神経衰弱症、脳機能の低下、脳波の異常、器質的精神障害及び痴呆などの発症がみられたとの報告 (NITE 有害性評価書 (2008)、ATSDR (2007)) などがあり、キシレン以外の物質を含む複合ばく露影響による報告例が多いが、ばく露状況を考慮しても本物質単独影響として慢性吸入ばく露により、神経系及び呼吸器系への有害影響が発生するおそれがあると考えられる。この他、従前は血液系への影響 (貧血、白血球減少など) も懸念されたが、溶剤中に混入したベンゼンによる影響の可能性があり、冒頭のベンゼンを含まないことが明白なばく露症例による報告では血液検査で異常はみられていないと記述されている (ATSDR (2007))。一方、実験動物では、本物質 (蒸気と推定) をラットに 6 週-2 年間吸入ばく露した複数の反復投与試験 (ガイダンス値換算: 1.30-5.23 mg/L/6 時間 (最小影響濃度))、及びイヌの 13 週間吸入ばく露試験 (同 3.51 mg/L/6 時間 (最大無影響濃度)) で、いずれもガイダンス値範囲内を上回る濃度まで無影響であり、標的臓器を特定可能な所見は得られていない (NITE 初期リスク評価書 (2005))。以上より、ヒトでの知見に基づき、区分 1 (神経系、呼吸器) に分類した。</p>

誤えん有害性 : 区分に該当しない

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
誤えん有害性	データなし。
キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
誤えん有害性	炭化水素であり、動粘性率は混合物のため基になる数値が得られず求められないが、o-、m-、及び p-異性体の各動粘性率計算値 (25°C) は各々 0.86、0.67、及び 0.70 mm ² /s (HSDB (Access on December 2014) 中の粘性率と密度の数値より算出) とほぼ同様の低値を示すことから、混合物の動粘性率も各異性体の値と大きく異なることはないと推定される。よって区分 1 に分類した。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 (急性)

: 水生生物に有害

水生環境有害性(慢性)

: 長期継続的影響によって水生生物に有害

TIP TOP COROPUR PI	
EC50 96h - 藻類 [1]	> 10000 mg/l

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

ジイソシアン酸トルイレン (26471-62-5)	
水生環境有害性 短期 (急性)	魚類 (マダイ) の 96h LC50 = 0.358 mg/L (NITE 初期リスク評価書, 2008) であることから、区分 1 とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	信頼性のある慢性毒性データが得られていない。急速分解性がなく (2,4-TDI の BOD による分解度 : 0% (既存点検, 2003))、急性毒性区分 1 であることから、区分 1 とした。
LC50 魚 1	0.358 mg/l
酢酸-n-ブチル (123-86-4)	
LC50 魚 1	18 mg/l ピメファレスプロメラス (ファットヘッドミノー)
EC50 ミジンコ 1	44 mg/l Test organisms (species): Daphnia sp.
EC50 72h - 藻類 [1]	397 mg/l ムレミカツキモ
EC50 72h - 藻類 [2]	246 mg/l ムレミカツキモ
LOEC (慢性)	47.6 mg/l Test organisms (species): Daphnia magna Duration: '21 d'
NOEC (慢性)	23.2 mg/l Test organisms (species): Daphnia magna Duration: '21 d'
キシレン (アイソマー混合物) (1330-20-7)	
水生環境有害性 短期 (急性)	魚類 (ニジマス) の 96 時間 LC50 = 3.3 mg/L (NITE 初期リスク評価書, 2005) であることから、区分 2 とした。
水生環境有害性 長期 (慢性)	慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がないが (BOD による分解度 : 39% (NITE 初期リスク評価書, 2005))、魚類 (ニジマス) の NOEC ≥ 1.3 mg/L (SIAP (Conclusions Agreed in SIAM 16, 2003)) であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく (BOD による分解度 : 39% (NITE 初期リスク評価書, 2005))、甲殻類 (グラスシュリンプ) の 96 時間 LC50 = 7.4 mg/L (EHC 190, 1997、NITE 初期リスク評価書, 2005) であることから、区分 2 となる。以上の結果を比較し、区分 2 とした。
LC50 魚 1	3.3 mg/l
EC50 ミジンコ 1	7.4 mg/l

残留性・分解性

TIP TOP COROPUR PI	
残留性・分解性	データなし。

生体蓄積性

TIP TOP COROPUR PI	
生体蓄積性	データなし。

土壌中の移動性

TIP TOP COROPUR PI	
土壌中の移動性	データなし。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

TIP TOP COROPUR PI	
生態系 - 土壌	データなし。

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : データなし。

その他の有害な影響

その他の情報 : 表層水、または下水に流さない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 洗浄不可能な包装は内容物と同様に廃棄すること。
汚染された包装は完全に空にし、適切な洗浄処理をした後で再使用可能。
空容器は、現地のリサイクリング、再生あるいは廃棄処理に引き渡すこと。

廃棄方法 : 廃棄または焼却処分よりリサイクルが好まれる。
現行のローカルな法規に従って、焼却することが可能である。
許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。

追加情報 : 引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。

14. 輸送上の注意

国際規制

UN RTDG / IMDG / IATA / ADN / RID / ADR に準ずる

国連勧告 (UN RTDG)	海上輸送 (IMDG)	航空輸送 (IATA)
国連番号		
1263	1263	1263
国連正式品名		
塗料	PAINT	Paint
輸送危険物分類		
3	3	3
		
容器等級		
III	III	III
環境有害性		
環境有害性: 適用されず。	環境有害性: 適用されず。	環境有害性: 適用されず。

海洋汚染物質 : 適用されず。

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

適用されず。

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

国内規制

その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法 : 第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）

適用条件:

第1種、第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの（有機則第1条四ハ）
作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2）

適用条件:

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、
運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物
（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。 第1号 令別表第1
に掲げる危険物第2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるお
それのある物第3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その
他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第18条第3号、
安衛則第30条、令和5年11月9日告示第304号）

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.3重量%未満のものを除く。ま
た、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない
物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。 第1号 令別表第
1に掲げる危険物第2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となる
おそれのある物第3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤そ
他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第18条第3
号、安衛則第30条、令和5年11月9日告示第304号）

【改正後 令和8年4月1日以降】

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2
号～第3号、安衛則第30条別表第2）

適用条件:

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、
運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物
（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。 第1号 令別表第1
に掲げる危険物第2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるお
それのある物第3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その
他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第18条第3号、
安衛則第30条、令和5年11月9日告示第304号）

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.3重量%未満のものを除く。ま
た、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない
物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。 第1号 令別表第
1に掲げる危険物第2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となる
おそれのある物第3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤そ
他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（施行令第18条第3
号、安衛則第30条、令和5年11月9日告示第304号）

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）

トリレンジイソシアネート（別表の番号：1435）（5%未満）

酢酸ブチル（別表の番号：603）（15～25%）

キシレン（別表の番号：426）（5%未満）

酸化亜鉛（別表の番号：619）（5%未満）

適用条件:

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号）

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号）

【改正後 令和8年4月1日以降】

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2）

トリレンジイソシアネート（別表の番号：1435）（5%未満）

酢酸ブチル（別表の番号：603）（15～25%）

キシレン（別表の番号：426）（5%未満）

酸化亜鉛（別表の番号：619）（5%未満）

適用条件:

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号）

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。（施行令第18条の2第3号、令和5年11月9日告示第304号）

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）

適用条件:

第1種有機溶剤又は第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するもの。ただし、第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものを除く。（有機則第1条第1項第4号）

濃度基準値設定物質（安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号）

水質汚濁防止法

: 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

大気汚染防止法

: 有害物質（法第2条第1項第3号、施行令第1条）

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申）

適用条件:

排気

揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）

適用条件:

排気

海洋汚染防止法

: 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）

外国為替及び外国貿易法

: 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

適用条件:

（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】ハロゲン化されたものを除く 0.1重量%以上含む物

（廃棄物）【特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）】別表第7の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの（別表第6備考）

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

(廃棄物) 【特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)】 0. 1 重量%以上含む物

輸出許可貨物・補完品目 (キャッチオール規制) (法第 4 8 条第 1 項、輸出令第 1 条別表第 1 の 1 6 の項 (2))

輸出承認貨物・特定有害廃棄物等 (法第 4 8 条第 3 項、輸出令第 2 条別表第 2 の 3 5 の 2 の項)

適用条件:

ハロゲン化されたものを除く。 ・別表第 5 又は別表第 6 に掲げる物のいずれにも該当しないものを含まない (別表 4 備考)。

別表第 7 の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの (別表第 6 備考)

ハロゲン化されたものを除く ・ 0. 1 重量%以上含む物

別表第 5 又は別表第 6 に掲げる物のいずれにも該当しないものを含まない (別表 4 備考)。

特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法) : 特定有害廃棄物 (法第 2 条第 1 項第 1 号イ、平成 3 0 年 6 月 1 8 日省令第 1 2 号)

適用条件:

ハロゲン化されたものを除く 0. 1 重量%以上含む物

別表第 7 の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないもの (別表第 6 備考)

0. 1 重量%以上含む物

水道法 : 有害物質 (法第 4 条第 2 項)、水質基準 (平 1 5 省令 1 0 1 号)

下水道法 : 水質基準物質 (法第 1 2 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4)

労働基準法 : 疾病化学物質 (法第 7 5 条第 2 項、施行規則第 3 5 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)

16. その他の情報

その他の情報 : 4~ 8 項および 10 ~ 12 項の記述は一部、製品の使用および指定通りの適用に関するものではなく(製品説明書・使用説明書を参照)、事故や異常事態で大量放出が発生した場合に該当する。記述内容は製品の安全要求だけに限定し、現時点での知見に基づいている。出荷仕様は製品のデータシートを参照のこと。データシートに記述された特性内容は法律上の保証規定を保証するものではない。

省略表記:	
ADR	欧州危険物国際道路輸送協定
ADN	危険物の内陸水路による国際輸送に関する欧州協定
IATA	国際航空運送協会
IMDG	国際海上危険物
RID	欧州危険物国際鉄道輸送規則
DOT	DOT
TDG	TDG
EU REACH	化学物質の登録、評価、認可、制限に関する規則(EC) No 1907/2006
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
IARC	国際がん研究機関

安全データシート

TIP TOP COROPUR PI

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

SDS 番号: 00359-1229

省略表記:	
vPvB	高残留性、高生物濃縮性物質
PBT	残留性、生物濃縮性、毒性物質
PNEC	予測無影響濃度
CAS	CAS(Chemical Abstracts Service)登録番号
IBC-Code	IBC コード海上輸送における危険な化学物質および有害液体のバルク貨物としての輸送に関する国際安全規則
ATE	急性毒性推定値
CLP	物質／混合物の分類・表示・包装に関する欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008
BCF	生物濃縮係数
MARPOL 73/78	船舶による汚染防止に関する国際条約
ADG	オーストラリア危険物輸送

免責条項 当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしてはいるが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。